



# 島根県報

令和5年7月14日（金）

第 4 3 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出	（ 〃 ）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	（ 〃 ）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出	（ 〃 ）	3
保安林予定森林（4件）	（森林整備課）	4
指定施業要件の変更予定保安林	（ 〃 ）	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ 〃 ）	6

### 【公 告】

公共測量の終了	（技術管理課）	7
---------	---------	---

### 【特定調達公告】

CRT運転適性検査器の賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	7
------------------------------	--------	---

## 告 示

### 島根県告示第493号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和5年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社シニアリビン グ・ネクスト	訪問介護	こころねヘルパーステ ーション小山町	出雲市小山町503-1	令和5年7月6日

### 島根県告示第494号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人コミュニ ティサポートいずも	CSいずも ひまわり	出雲市平田町中ノ島7377	令和5年5月1日
特定非営利活動法人コミュニ ティサポートいずも	CSいずも 放課後デイサー ビス雲南事業所	雲南市大東町仁和寺2608	令和5年5月1日
株式会社サンフラワーズ	児童発達支援事業所 ジュニ アクラブ玄季	浜田市相生町4225番地2	令和5年7月1日

#### 2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人コミュニ ティサポートいずも	CSいずも ひまわり	出雲市平田町中ノ島7377	令和5年5月1日
特定非営利活動法人コミュニ ティサポートいずも	CSいずも 放課後デイサー ビス雲南事業所	雲南市大東町仁和寺2608	令和5年5月1日

### 島根県告示第495号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和5年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
--------	--------	---------	-------

特定非営利活動法人海	しずく	浜田市熱田町716-3	令和3年3月31日
NPO法人療育センター燦々	児童発達支援事業所ひまわり	出雲市平田町中ノ島7377	令和5年4月30日

## 2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人青少年教育育成支援協会	放課後等デイサービス アストロ益田	益田市本町2-15	令和4年11月30日
NPO法人療育センター燦々	児童発達支援事業所ひまわり	出雲市平田町中ノ島7377	令和5年4月30日

## 3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
NPO法人療育センター燦々	児童発達支援事業所ひまわり	出雲市平田町中ノ島7377	令和5年4月30日

## 島根県告示第496号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年7月14日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
ご縁かめたか株式会社	就労継続支援B型	スタンドUP	出雲市平野町396番地	令和5年6月1日
とも・life合同会社	居宅介護	とも・らいふ訪問介護	安来市安来町1133番地2	令和5年6月1日
株式会社 CHORAK U R & K	居宅介護、生活介護（共生型）	ながればし 江津	江津市都野津町2363-7	令和5年6月1日
合同会社 MYCOLOR	生活介護	生活介護事業所MYSTYLE	浜田市殿町75番地8	令和5年7月1日
社会福祉法人邑智福祉振興会	短期入所（併設型）	愛香園ホームサポート（グループホームひなた）	邑智郡邑南町中野2386-1	令和5年7月1日
プライム有限会社	共同生活援助	ユナイト	出雲市矢尾町274番地1	令和5年7月1日

## 島根県告示第497号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年7月14日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人C o p a i n	就労継続支援B型	C o p a i n ' s C a f e	浜田市田町1449番地10	令和5年3月16日

**島根県告示第498号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

松江市八雲町東岩坂1835-2、3291、3296、3297

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

八雲町東岩坂1835-2・3291・3296・3297（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第499号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

出雲市多伎町小田1685-3、1686-11、1686-14、1695-3、1695-4、1733-8、2109、2145-1、2145-2、2148-1から2148-4まで、2193

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第500号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出雲市多伎町奥田儀1267-1
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第501号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安来市広瀬町奥田原339-2
- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
広瀬町奥田原339-2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第502号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する

同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町八神1903-5、1903-7

2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

飯南町八神1903-5・1903-7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第503号

令和5年島根県告示第343号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町南方安川1057	藤田 守市 柳原 乙次郎
隠岐郡隠岐の島町南方寺田1439-1	稲葉 重春 稲葉 美津代 稲葉 倫重
隠岐郡隠岐の島町南方寺田1439-1、1441-1	奥田 正彦
隠岐郡隠岐の島町南方居里1264	宮本 智海
隠岐郡隠岐の島町南方居里1287	堅磐神社
隠岐郡隠岐の島町南方居里1305-2、寺田1326-1	高山 春代
隠岐郡隠岐の島町南方寺田1449-3	松山 喜三郎
隠岐郡隠岐の島町南方居里1306-2	藤田 学
隠岐郡隠岐の島町南方居里1269	藤田 敏夫
隠岐郡隠岐の島町南方安川1001-1	柳原 豊

隠岐郡隠岐の島町南方世能661-2	斎藤 和子
隠岐郡隠岐の島町南方瀬崎523-2	村山 ゴイ
隠岐郡隠岐の島町南方瀬崎524	村上 イシ
隠岐郡隠岐の島町南方世能653-1	長谷川 義春

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年7月3日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年7月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量、UAVレーザ計測）
- 2 作業期間  
令和4年10月5日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域  
松江市西浜佐陀町～同市下東川津町

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年7月14日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名及び数量  
CRT運転適性検査器の賃貸借契約 一式
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書のとおり
  - (3) 賃貸借期間  
令和5年10月1日から令和15年9月30日まで
- 2 入札方法
  - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。  
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」又は「(9)その他」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

## 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110（内線 2241、2242）

## 5 入札説明書の交付等

## (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和5年7月31日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

## ア 交付期間

本公告の日から令和5年7月31日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 交付場所

4の場所

## (2) 入札説明会

行わない。

## 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年7月31日（月）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 7 入札期間、開札日時等

## (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年8月8日（火）午前9時から同月9日（水）午後4時まで（同月8日午後5時から同月9日午前9時まで



を除く。)

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年8月9日(水)午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便(書留等配達記録が残るものに限る。)による入札については、令和5年8月9日(水)午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年8月10日(木)午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第一小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条第1項の規定により、入札者が見積もった契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required: Lease of CRT driving Aptitude test Devices

(2) Period for tender by electronic bidding: From 9:00 a.m. August 8th, 2023 to 4:00 p.m. August 9th, 2023

- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. August 9th, 2023  
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. on August 9th, 2023)
- (4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,  
Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan  
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)